

平成28年度 西伊豆町教育委員会第10回定例会

- 1 開催日 平成29年3月22日(水) 13:30~14:00
- 2 場所 西伊豆町福祉センター2F 大会議室
- 3 出席者 藤井定男委員長・山本久美子委員・渡邊美成委員(職務代理)・藤井
繭子委員・宮崎文秀委員(教育長)
[事務局 高木光一・山本諭]
- 欠席者 なし
- 4 傍聴者 なし

委員長：それでは、ただ今から定例会を開催したいと思います。本日の出席委員は5名です。過半数に達していますので、ただ今から平成28年度第10回の定例会を開催いたします。日程1の会議の日程ですが、本日22日、一日限りとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員：全員異議なし)

委員長：日程2の「議事録の承認について」ですが、平成29年2月24日開催の第9回定例会の議事録については、私と山本久美子委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

(全員賛成)

委員長：日程3の議事録署名委員ですが、藤井繭子委員にお願いします。

(藤井委員：了解)

委員長：それでは、議題に入りますが、日程4の第30号議案「平成29年4月1日付け西伊豆町教育委員会事務局職員の人事異動について」は、人事案件でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定により秘密会として審議したいと思います。いかがでしょうか。

(委員：全員異議なし)

委員長：それでは、全員異議なしと認めますので、本日の第30号議案は秘密会といたします。

(秘密会)

委員長：では、日程4、第30号議案「平成29年4月1日付け西伊豆町教育委員会事務局職員の人事異動について」を事務局から説明願います。

高木：第30号議案をお願いします。こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第3号及び第26条第2項第4号並びに西伊豆町教育長に対する事務委任規則第1条第1項第4号の規定により、職員の人事案件につきましては、教育長に委任する事ができないと規定されております。今回は、既に内示させている人事異動案につきまして、ご承認いただきたいものであります。

高木：(資料説明・質疑省略)

委員長：意見がないようですので、承認される方の挙手をお願いします。

(委員：全員賛成)

委員長：挙手全員ですので、第30号議案については承認されました。秘密会の議案が終了しましたので秘密会を解きます。

(秘密会終了)

委員長：次に、日程5、第31号議案の「西伊豆町教育委員会自家用車の公務使用に関する取扱要綱一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

高木：それでは、第31号議案をご覧ください。「西伊豆町教育委員会自家用車の公務使用に関する取扱要綱一部改正」についてですが、提案理由にありますとおり、教職員の自家用車の公務使用に関し、賀茂地区内の様式を統一したく、要綱の一部を改正したいものであります。詳細につきましては、担当の係長から説明をさせていただきます。

山本諭：主な様式は変わっていないのですが、普段から使っている内容を表の中に網羅する形で使っていきたいという事です。その辺りをふまえた内容の改正です。これは賀茂地区の事務部会というものがあまして、事務職員たちが集まっておこなう会議の中で、統一した物を作っていきたいという事から始まりました。この度事務職員から新しい様式が提示されたので、今回要綱の改正という形で上げさせていただきました。以上です。

委員長：ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見はございますか。

渡邊：噛み砕いて言うと、どのようなものか。

山本諭：公務使用に関する申請書の様式です。これを今まで要綱に載っていたものより使いやすいように、現場の事務職員が作り変えまして、要綱というところに様式として載っているものですから、要綱の一部改正が必要となります。

高木：今までバラバラで、異動先で違うものになっていたのを、統一してどこに行っても同じものを使えるようにしました。

教育長：そもそも学校の先生方は、本来、自家用車で出張をしてはいけないという事になっております。自分の車での出張でなく、公用車を使うようになっております。ただ、学校には公用車が無いため、自家用車を公務使用する様式を出す事によって、はじめて自家用車が公用車として使えるようになります。その時の様式を改めて使いやすくしますという話です。

渡邊：ガソリン代等も出るのか。

教育長：出ます。ただこれは所有者が入っている保険を使っていいという承諾になります。本来、公用車ならば、町や県が保険に入って費用を負担するのですが、ご自分の車の保険を使っていいという条件で認めるという事です。その時に保険の内容を様式で示しているという事です。

委員長：他にご意見はありませんか。無いようでしたら第31号議案「西伊豆町教育委員会自家用車の公務使用に関する取扱要綱一部改正について」賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

委員長：挙手全員ですので、第31号議案については可決されました。続きまして、第32号議案「西伊豆町立小中学校評議員設置要綱の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

高木：それでは、第32号議案をご覧ください。「西伊豆町立小中学校評議員設置要綱の一部改正について」ですが、「西伊豆町立学校管理規則」の全部改正に伴い、「西伊豆町立小中学校評議員設置要綱」において引用部分に変更が生じたので、要綱の一部を改正したいものであります。改正内容の詳細につきましては、担当の係長から説明させていただきます。

山本諭：以前の教育委員会定例会で、「学校管理規則」、「学校の処務規程」というものの全部改正を議題に上げさせていただきまして、それに伴い、この「西伊豆町立小中学校評議員設置要綱」というものがありまして、その条文の中に「西伊豆町立小中学校管理規則」という名前で管理規則の引用する文章があるのですが、管理規則の名前の小中が抜けて「西伊豆町立学校管理規則」に変わったものですから、それを引用していた部分を替えて、それに伴い、条文の数字の部分も新しい規則のものに変わってきますので、それを改めたというものになります。以上です。

委員長：ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見はございますか。

渡邊：これは毎年やっている事なのか。

高木：毎年ではないです。先ほどお話した通り、「学校管理規則」の全部改正がありましたので、それに整合性を取るという事で改正をさせていただきました。ですので、番号が変わってきたり、表現が変わってきたりという事を変更させていただきました。

委員長：他にご意見はありませんか。無いようでしたら、第32号議案「西伊豆町立小中学校評議員設置要綱の一部改正について」賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

委員長：挙手全員ですので、第32号議案については可決されました。続きまして、第33号議案の「西伊豆町立学校処務規程の全部改正に伴う関係要領の整理について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

高木：では、第33号議案の「西伊豆町立学校処務規程の全部改正に伴う関係要領の整理について」ですが、提案理由のとおり、「西伊豆町立学校処務規程」の全部改正の施行に伴い、関係する要領において引用部分に変更が生じたので、要領の一部を改正したいものです。また、合わせて賀茂地区内の文書分類表を統一したく、関係する要領のひとつでもある文書取扱要領の一部を改正したいものであります。詳細につきましては、担当の係長から説明をさせていただきます。

山本諭：こちらも以前の教育委員会定例会で処務規程の全部改正が施行されました。これに伴いまして、関係する要領が複数ございます。分かりにくいのです

が、皆様にお配りした要領のそれぞれ条文の前に括弧書きで要領がいくつか書いております。これが全部で5つあります。この5つの要領の文書の中に、「西伊豆町立小中学校処務規程」という名前で今まで入っていたのですが、改正によって「西伊豆町立学校処務規程」と小中を抜く名前に変えたわけですから、それぞれの要領の中の小中という部分を削りました。平成17年に最初に要領を決めたのですが、全部改正で29年にやっておりますので、29年にしたいというのが主な所です。それに合わせて、この要領の中に「文書取扱要領」という要領があるのですが、これも賀茂地区内の事務職員の方が、実際職務するにあたって、それぞれの市町で文書分類表というのは、別々に持っておりました。文書分類というのは、一つの文章をファイルなどに綴じるときに、必ず決まった分類のところに綴じていくのですが、それが賀茂地区の市町それぞれで違う分類、違う番号になっておりましたので、今回賀茂地区で一つの文書分類を作って、年度末の人事異動で異動した先の学校でも同じ分類で綴じられるというのが、事務の効率につながっていくという事で、今回の要領の改正に合わせて、分類表を改正したいというものです。

委員長：ただいま事務局から説明がありました。何かご意見はございますか。

山本：これは長年学校の先生たちは不便を感じてきたのか。

山本諭：多少違うという事がありまして、異動先のルールに合わせておりました。なので、異動された時にそれに慣れるまで不便を感じるという事があったそうです。実際、他の取扱要領などでも、少しずつ違うものがありまして、本当は全て統一したいのですが、事務員たちも少しずつすり合わせをおこなっている段階で、今回の定例会では「文書取扱要領」の文書分類表を統一して、それからその前にもありました、「自家用車の公務使用」の様式を統一するという事で上げていただきました。今後、他の取扱要領につきましても、賀茂地区で統一した物が上がり次第、それぞれの各市町の教育委員会で改正していくような形になると思います。

教育長：賀茂地区というのは、ある意味では特殊です。例えば沼津では沼津の中だけで人事異動をします。たまにごく少数の人が外に出たりするのですが、賀茂地区というのは、1市5町が一つの人事の範囲になっておりますので、松崎に行ったり、南伊豆に行ったりと普通に人事異動や事務職員の異動があります。その時に行った先々でこの要領、要綱、規則が違い、町の会計システムも違うので、小中学校の事務職員はとても大変です。県立学校でしたら、どこの学校も同じですので、どこでも同じ事ができるのですが、この賀茂地区はとても煩雑で特徴的です。

山本：整理した方がいい。遅いくらいだったのか。

教育長：これで市町村合併が進めば一つになるのですが、それができなかったのが、大きなポイントです。他は大体まとまったのですが、ここは残ってしまっております。

委員長：他にご意見はありませんか。無いようでしたら、第33号議案の「西伊豆町立学校処務規程の全部改正に伴う関係要領の整理について」賛成の方の挙手をお願いします。

（委員：全員挙手）

委員長：挙手全員ですので、第33号議案については可決されました。以上で本日の議事案件はすべて終了いたしました。以上をもちまして平成28年度第10回の定例会を終了します。皆様お疲れ様でした。